

厚木市食品ロス削減推進計画 策定方針

1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

平成27年9月の国際連合総会において、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「目標12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。」が設定されたことから、令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）」が成立して10月1日に施行されるとともに、令和2年3月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項が定められました。それらを踏まえて、令和4年3月には「神奈川県食品ロス削減推進計画」が策定されました。

このような背景を踏まえ、本市における食品ロスの現状と課題を把握し、食品ロスの削減を計画的に推進していくため、「厚木市食品ロス削減推進計画」（以下「本計画」という。）を定めるものです。

※参考

食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年5月）

第13条（市町村食品ロス削減推進計画）

市町村は、基本方針を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月）

Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

1 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画

(1) 食品ロス削減推進計画の意義

～ 都道府県及び市町村は、積極的に食品ロス削減推進計画を策定することが望まれる。

神奈川県食品ロス削減推進計画（令和4年3月）

第6章 各主体の役割

第5節 行政の役割

【市町村】 国の基本方針及び本計画を踏まえ、当該市町村の域内における、食品ロス削減推進法第13条の規定に基づく計画（市町村食品ロス削減推進計画）の策定に努める。











(2) 計画策定の目的

本市においては、これまで「厚木市一般廃棄物処理基本計画」に基づき食品ロスの削減に取り組んできました。本計画は、これまでの取組を踏まえ、市民、事業者、市など、多様な主体の連携により、食品ロスの削減を計画的かつ着実に推進するために定めるものです。

2 計画の位置付け

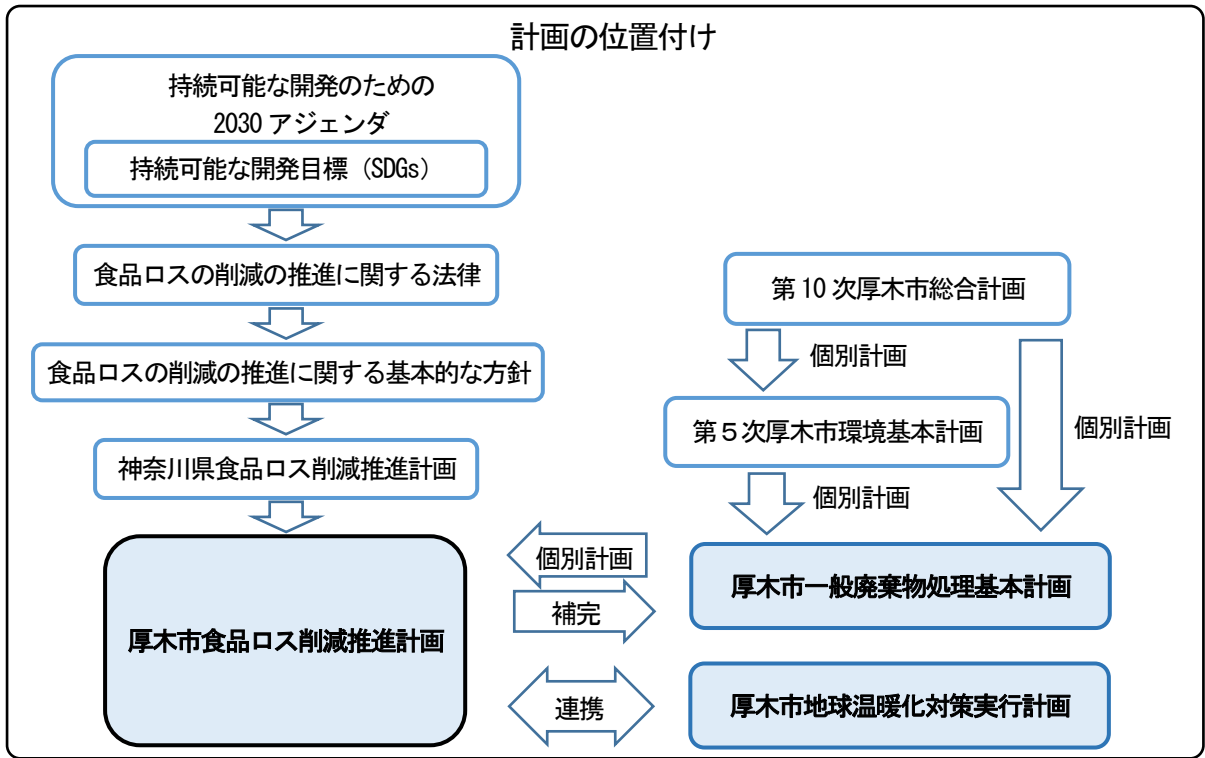
本計画は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を受けて策定された「神奈川県食品ロス削減推進計画」を踏まえ、本市における食品ロスの削減を推進するために定めるものであり、「厚木市一般廃棄物処理基本計画」を補完する個別計画として位置付けます。また、本市のカーボンニュートラルを目指す取組を示した「厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と連携した計画とします。

施策の体系図

基本目標	基本方針	実施方針
未来へつなげる循環型都市の実現	<p>基本方針Ⅰ 3Rの推進による 家庭系ごみの 減量化・資源化</p>  	<p>I-1 ごみの発生抑制の推進</p> <p>I-2 生ごみの減量化・資源化</p> <p>I-3 プラスチック製容器包装及び雑がみの更なる資源化の推進</p> <p>I-4 せん定枝の資源化の推進</p> <p>I-5 新たな品目の資源化の推進</p> <p>I-6 家庭系ごみの有料化の検討</p>
	<p>基本方針Ⅱ 事業系ごみの更なる 減量化・資源化</p>    	<p>Ⅱ-1 事業系ごみの排出抑制</p> <p>Ⅱ-2 多量排出事業者への指導及び情報提供</p> <p>Ⅱ-3 食品ロスの削減</p> <p>Ⅱ-4 紙類の更なる資源化</p> <p>Ⅱ-5 内容物検査実施による不適正排出事業者への指導</p>
	<p>基本方針Ⅲ 安定的なごみ処理 体制の確立</p>   	<p>Ⅲ-1 新たなごみ中間処理施設の整備</p> <p>Ⅲ-2 資源化センターの在り方に関する検討</p> <p>Ⅲ-3 戸別収集を含めた収集方法の検討</p>
	<p>基本方針Ⅳ 市民協働による計画 の推進</p>   	<p>Ⅳ-1 環境教育及び環境学習の充実</p> <p>Ⅳ-2 不法投棄防止のための地域との協働</p> <p>Ⅳ-3 ごみ対策協議会、自治会連絡協議会などとの連携の強化</p>

具体的な施策・取組

①ごみの発生を抑制する方法などの周知・啓発	②ごみの組成分析の実施及び結果の見える化	③ごみの発生抑制に向けた呼称の見直し
①生ごみの減量に向けた「3つのキリ」の周知・啓発	②生ごみ処理機の購入費補助制度の更なる周知・啓発	③生ごみを資源化することの検討
①プラスチックごみの種類と分別に関する周知・啓発	②雑がみの種類と排出方法に関する周知・啓発	
①せん定枝の収集方法の見直しを含めた更なる資源化の推進	②資源化した堆肥の無償提供の継続的な実施	
①製品プラスチックの資源化の拡大に向けた検討	②紙おむつの資源化の検討	③新たな資源化品目の調査・検証
①有料化による効果と市民負担の検証	②有料化によるごみ排出量の変化の分析とシミュレーション	
①排出者責任の遵守徹底	②事業系一般廃棄物処理手数料の見直し	③中小事業者への情報提供や啓発などの環境整備
①多量排出事業者への訪問による指導の徹底	②減量化・資源化に関する講習会の実施	
①食品ロス削減月間における周知・啓発	②食品ロス削減の取組の更なる推進	③商工会議所などと連携した店舗などへの働き掛けの実施
①収集運搬許可業者への周知・啓発	②紙類の資源化手法の情報提供	
①内容物検査の実施による監視体制の強化	②内容物検査の実施による不適正排出事業者への指導の徹底	
①新たなおみ中間処理施設の整備の着実な推進		
①資源化センターに関する課題の抽出と方向性の検討		
①超高齢社会などに対応可能な収集方法の見直し	②もえるごみの戸別収集の段階的な拡大	③完全戸別収集の課題及び方向性の検証
①環境センターなどを利用した環境学習の充実	②学校などにおける環境教育・環境学習の充実	
①地域との協働による不法投棄の未然防止及び迅速な処理の実施	②不法投棄をさせない環境づくりの推進	
①ごみ対策協議会との連携の更なる強化	②自治会連絡協議会などとの協働による環境意識の向上	



3 計画の範囲

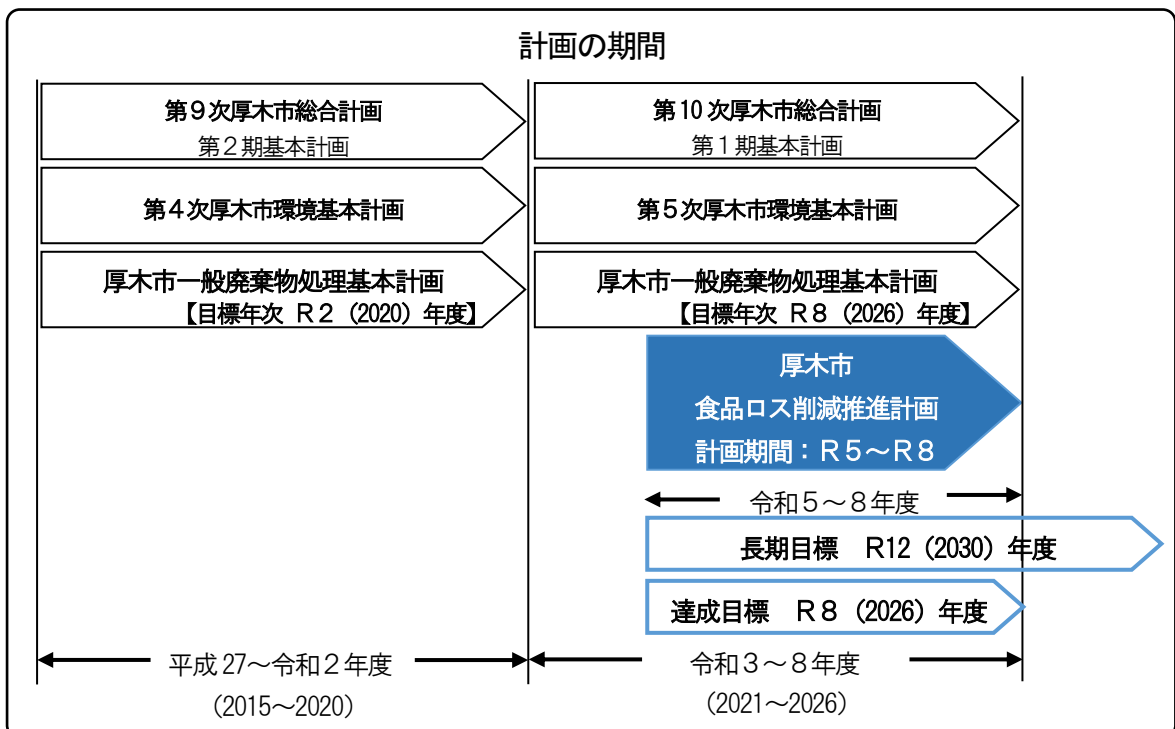
(1) 区 域 本市全域

(2) 対 象 家庭系一般廃棄物に含まれる食品ロス
事業系一般廃棄物に含まれる食品ロス

食品ロス：本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと（食べ残し、過剰除去、直接廃棄）

4 計画の期間

国及び県が、食品ロス削減量の目標を2030年（令和12年）に設定していることから、本計画においても同様に2030年の長期目標値を定めますが、本計画の計画期間については、「第10次厚木市総合計画第1期基本計画」及び「厚木市一般廃棄物処理基本計画」の計画期間が令和8年度までであるため、同様に令和8年度までの4年間とします。



5 食品ロスの現状と課題の把握

(1) 本市の食品ロス発生量

全国・神奈川県内の食品ロス発生量や、本市の家庭系ごみ組成分析結果、アンケート調査結果などのデータを基に、本市の食品ロス発生量を推計します。

(2) 本市の主な食品ロス対策事業の現状

「厚木市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、現在取り組んでいる食品ロス対策事業の現状を把握します。

(3) 食品ロス削減に関するアンケート

市民3,000人、事業所500か所を対象に、食品ロスに関するアンケート調査を実施し、食品ロスの発生量や削減に向けた課題を把握するとともに、計画に定める取組を検討する基礎資料とします。

・アンケート調査期間：令和4年7月を予定

(4) 課題の整理

本計画に定める取組の方向性を定めるため、食品ロスの発生量やこれまでの取組、アンケート結果などを踏まえ、本市の持つ食品ロス削減へ向けた課題を整理します。

6 計画の基本方針と目標

(1) 基本方針

「厚木市一般廃棄物処理基本計画」の基本目標である「未来へつなげる循環型都市の実現」を本計画においても基本目標とし、その実現を目指すために、本計画を推進する全ての主体（市民、事業者等、市）が、『食べ物を無駄にすることは「もったいない」』ということを共通の認識として行動できるよう、食品ロスを削減するための基本方針を定めます。

(2) 長期目標及び計画年度の達成目標

国においては、食品ロスの削減の目標は、SDGsも踏まえて、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）において、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年7月公表）において、共に「2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させる。」という目標を設定しています。

県においても、国の目標を踏まえ、家庭系食品ロス量については「県民1人1日当たりの家庭系食品ロス量を、2000年度比で2030年度までに半減させます。」、事業系食品ロス量については「県内で発生する事業系食品ロス量を、2000年度比で2030年度までに半減させます。」という目標を設定しています。

本市においては、一般廃棄物処理基本計画の目標の基準年度を平成14年度としていることから、本計画においても基準年度は平成14年度（2002年度）とします。また、本計画の計画期間は令和8年度（2026年度）までの4年間ですが、目標年度は国・県の目標と合わせることにし、国・県の目標を踏まえ、2030年度を目標年度とする長期目標を次のとおり設定します。

・家庭系食品ロス量：「市民1人1日当たりの家庭系食品ロス量を、2002年度比で2030年度までに半減させます。」

・事業系食品ロス量：「市内で発生する事業系食品ロス量を、2002年度比で2030年度までに半減させます。」

また、長期目標の設定と合わせて、計画の進行管理を行うために、計画期間の令和8年度までの達成目標を定めます。

7 実施方針、具体的な施策と各主体の役割

(1) 実施方針と具体的な施策

基本方針を実現するための実施方針と、食品ロス削減のため計画期間において取り組むべき具体的な施策を定めるに当たり、次の事項を重点的に考慮すべき事項として策定を進めます。

ア 食品ロス発生量の把握

食品ロス削減の推進のためには、現状を把握することが第一歩となります。家庭系ごみの組成分析やアンケート調査等により現状を把握した上で、効果的な施策を進める必要があります。

イ 食品ロス発生抑制のための普及・啓発

前一般廃棄物処理基本計画においては、家庭系ごみ減量の推進の施策で「もったいない」という言葉を用いました。『食べ物を無駄にすることは「もったいない」』ことを、市民、事業者等が再認識することにより、食品ロスを発生させない行動につながるよう、継続した普及・啓発を進めるとともに、子どもの頃から食品ロス削減への意識を醸成するための環境教育・環境学習に更に取り組む必要があります。

ウ 市民・事業者等との協働による食品ロス削減の取組

市民・事業者等との協働により、直接廃棄の原因となる未利用食品の活用（フードドライブ、フードバンク事業など）や災害時用備蓄食料の有効活用、食べ残しの原因となる外食時における食品ロスの削減（3010 運動など）に取り組む必要があります。

エ 食品廃棄物の資源循環の取組

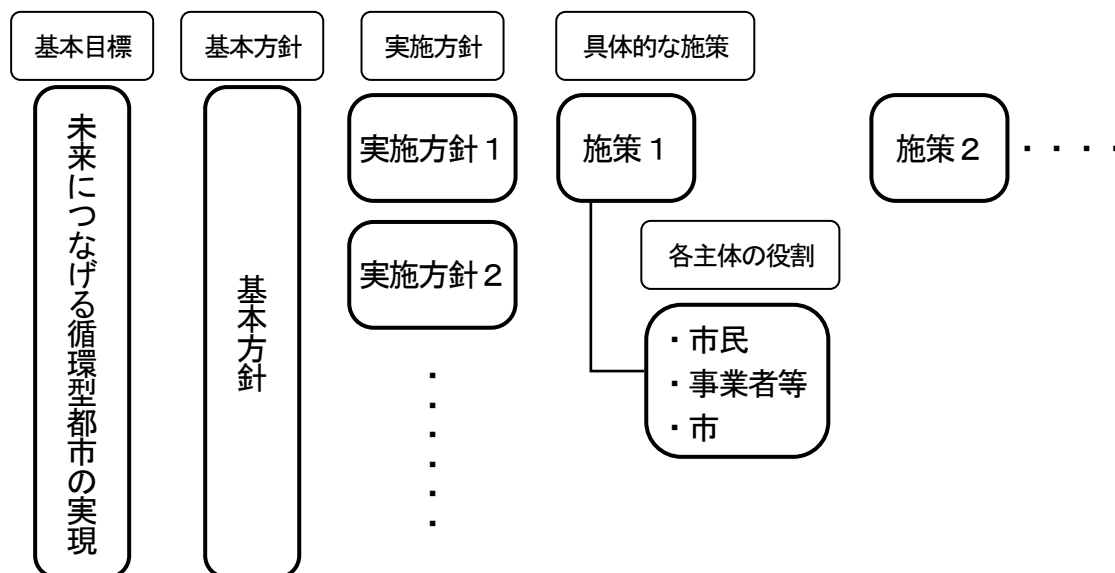
食品ロス削減の施策を実施してもやむを得ず生じてしまう食品廃棄物についても、適正な再生利用に取り組むことにより、資源循環を進める必要があります。特に、2050年カーボンニュートラルを目指す本市においては、食品廃棄物の焼却からの脱却と再生可能エネルギーとしての活用に重点的に取り組む必要があります。

(2) 各主体の役割

「食品ロスの削減に関する基本的な方針」には、各主体に求められる役割と行動が明記されています。これを踏まえて、本計画においても、市民、事業者等、市、共通、それぞれの主体の役割を定めます。

8 施策の体系

基本方針、実施方針、具体的な施策、各主体の役割は、次の体系図に基づき策定します。



9 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくために、食品ロスや食品廃棄物の排出量や処理状況を的確に把握するとともに、計画の目標年次である令和8年度の達成目標を設定し、施策の取組状況を毎年点検・評価するなど、PDCAサイクルに基づいた進行管理を適正に行います。

10 計画策定の市民参加手続き

計画の策定に当たっては、広く市民等の意見を反映するため、①市民・事業者アンケート調査、②環境審議会からの意見聴取、③パブリックコメント、の三つの市民参加手続きを行います。

11 策定スケジュール

本計画の策定スケジュールは次のとおりとします。

令和4年6月	策定方針の決定
令和4年7月	市民参加手続き①（市民・事業者アンケート）
～8月	
令和4年9月	アンケート結果集計
令和4年10月	計画案策定 統括政策調整会議、経営会議付議
令和4年11月	市民参加手続き②③（環境審議会、パブリックコメント）
～12月	
令和5年1月	パブリックコメント結果を統括政策調整会議、経営会議付議
令和5年2月	計画策定

一般廃棄物処理基本計画 （ごみ処理基本計画）

点検・評価 （令和3年度）

循環型社会推進担当

一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)の目標値と実績値

一般廃棄物処理基本計画の達成目標

目標	単位	指標	現状値	現状値 年度	目標値・実績値と達成率						
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
家庭系ごみの 減量化目標	%	成果指標	42.4	R2	目標値	45.4	46.5	47.7	48.9	49.9	50.1
					実績値	44.5					
					達成率	98.0%					
事業系ごみの 減量化目標	%	成果指標	40.5	R2	目標値	36.4	39.4	42.4	45.2	48.9	50.0
					実績値	40.7					
					達成率	111.8%					
家庭系ごみの 資源化目標	%	成果指標	33.6	R2	目標値	36.1	37.0	37.9	38.9	39.8	40.0
					実績値	33.7					
					達成率	93.4%					

第10次厚木市総合計画の目標値

目標	単位	指標	現状値	現状値 年度	目標値・実績値と達成率						
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
ごみの減量化、資源 化が進んでいると思 う市民の割合	%	市民 実感度 調査	57.3	R2	目標値	61	65	69	73	77	80
					実績値	57.8					
					達成率	94.8%					
ごみの減量を意識し ている市民の割合	%	市民 実感度 調査	66.9	R2	目標値	70	73	76	80	85	90
					実績値	70.5					
					達成率	100.7%					
資源の分別を意識し ている市民の割合	%	市民 実感度 調査	97.4	R2	目標値	97.8	98.2	98.6	99	99.5	100
					実績値	97.8					
					達成率	100.0%					
1人1日当たりの 家庭系ごみの排出量	g	成果指標	442	R2	目標値	419	410	401	392	384	383
					実績値	425					
					達成率	98.6%					
事業系ごみの排出量	t	成果指標	16,500	R2	目標値	17,619	16,797	15,976	15,196	14,171	13,858
					実績値	16,449					
					達成率	107.1%					

※成果指標については、令和3年度ごみ量の速報値

※市民実感度調査については、令和4年1月31日から2月20日までに実施した市民実感度調査の結果速報値

一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画） 令和3年度取組状況

1 家庭用生ごみ処理機の普及、促進

家庭から出る生ごみを減量化、資源化するため生ごみ処理機の購入費補助を実施した。

- ・補助率：5分の4（限度額：20,000円）

【補助実績】

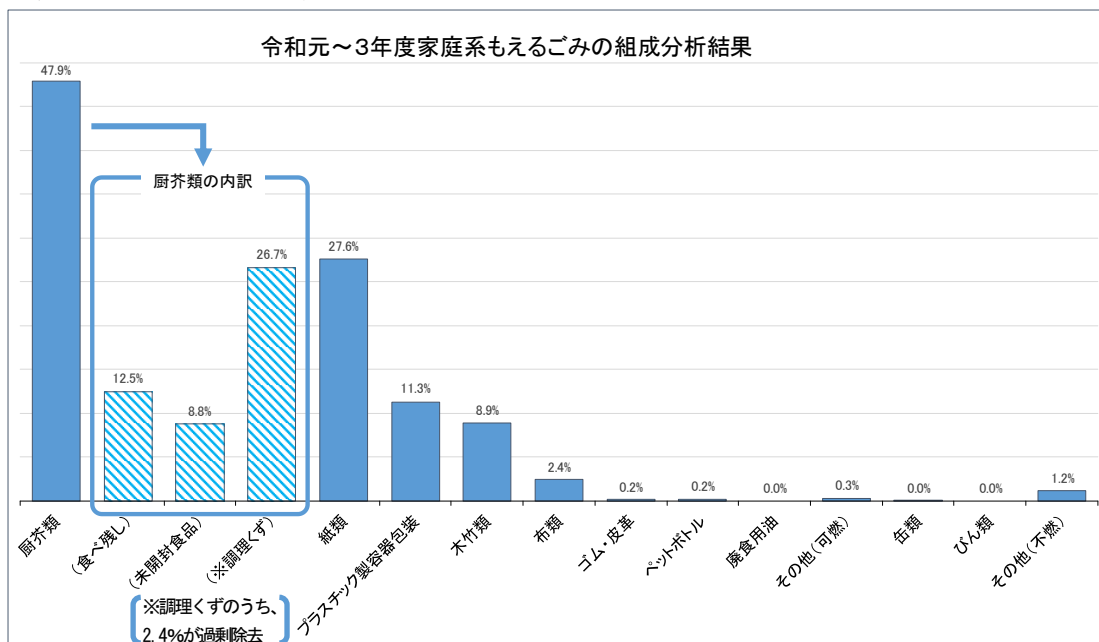
		補助申請台数	内訳	種類	台数
令和3年度		174台		→	キエー口(直置き)
参考	令和2年度	223台	キエー口(ペラダ)		11台
	令和元年度	50台	非電動		35台
	平成30年度	133台	電動		119台

実施方針I-2 生ごみの減量化・資源化

2 家庭から出る「もえるごみ」の組成分析

各家庭から排出された「もえるごみ」の組成分析を行い、分別状況及び資源物の混入割合について調査した。

- ・調査地域：金田地区、下依知地区、小野地区、七沢地区
- ・検査回数：もえるごみの日 令和3年度4回（合計12回実施）
- ・調査内容：一般家庭から排出されるごみを試料とし、四分法※を用いてごみの種類組成をポリバケツ1杯分(45ℓ以上)で調査した。
 ※四分法：偏りの少ない代表的なサンプルを得るために、採取したサンプルを攪拌して均一化し、サンプリングする方法
- ・調査結果：ごみの種類組成（令和元～3年度までの組成割合）



今回の調査から、金田地区、小野地区の戸別収集実施地区のほか下依知地区、七沢地区でも混入割合を調査した。適正排出割合は高い数値となったが、排出されたごみの中には、リサイクルが可能である雑がみ、プラスチック製容器包装の他にも、未開封食品などリデュースが必要なものも多く含まれていた。

実施方針I-1 ごみの発生抑制の推進

3 3R推進月間の推進

3R推進に対する理解と協力を求めるため、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル推進月間（3R推進月間）」と定め、ごみ減量及びリサイクルに対する意識の高揚を図るため実施した。

【期間】 令和3年10月1日（金）～10月31日（日）

(1) 市役所本庁舎への懸垂幕掲示

「リサイクル 未来へつなぐ エコライフ」

※令和元年度ごみ減量リサイクル標語 優秀賞「中学生の部」

(2) 寿町歩道橋への横断幕掲示

「ぼくも分別やってるよ ぷらごみ かみごみ もえるごみ」

※平成30年度ごみ減量リサイクル標語 最優秀賞「小学生低学年の部」

(3) 広報あつぎ10月1日号に記事を掲載



市役所本庁舎 懸垂幕



寿町歩道橋 横断幕

実施方針I-1 ごみの発生抑制の推進

実施方針I-2 生ごみの減量化・資源化

実施方針I-3 プラスチック容器包装及び雑がみの更なる資源化の推進

4 ごみ減量化・資源化に向けた周知、啓発の実施

(1) 「広報あつぎ」への掲載

令和3年6月1日号 環境月間 一人一人ができること、家庭用生ごみ処理機補助金、ごみ減量・資源化の啓発、ごみ出しルールへの協力

令和3年6月15日号 フードバンクあつぎで、生活に困っている方や学生を支援するための食品提供への協力

令和3年10月1日号 10月は3R推進月間 家庭で取り組みごみ減量

令和3年11月15日号 環境センターへの粗大ごみの持ち込みは予約制、事前に環境センターへ連絡を

令和4年2月1日号 家庭用生ごみ処理機購入費補助金

(2) ホームページでの周知

令和3年4月 家庭用生ごみ処理機の購入費補助を今年度も実施

令和3年5月 EVごみ収集車の導入

令和4年3月 ごみ減量リサイクルポスター最優秀賞及び優秀賞などを掲載

(3) 分別マナーの向上のための啓発チラシの配布

不動産会社などにチラシ、リーフレットを配布し、転入や転出者への資源とごみの正しい出し方の周知、啓発を行った。

(4) ごみの減量化・資源化へ向けた周知・啓発

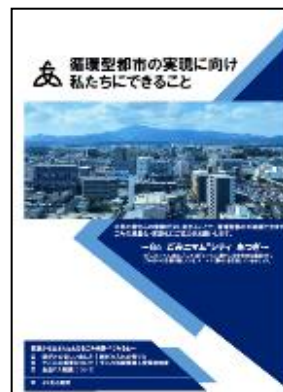
自治会未加入世帯などを含む全戸に、リーフレットをポスティングし啓発を行うとともに、広報あつぎ、市ホームページ等で周知、啓発を行った。

【啓発リーフレット配布数】

リーフレット	104,094 世帯
--------	------------

配布期間：令和4年1月中旬～3月中旬

- ・雑がみの正しい出し方
- ・雑がみ入れの作り方
- ・生ごみの減量について
- ・生ごみ処理機購入費補助制度
- ・食品ロス削減について



全戸配布リーフレット

実施方針 I-1 ごみの発生抑制の推進

実施方針 I-2 生ごみの減量化・資源化

実施方針 I-3 プラスチック容器包装及び雑がみの更なる資源化の推進

5 せん定枝等資源化事業

せん定枝等の分別回収・資源化に継続して取り組んだ。せん定枝等の収集量は年々増加傾向であるが、昨年度は若干の減少があった。

未だに「もえるごみ」としてごみ集積所に出されるせん定枝等が多いことから、市ホームページ等で更なる協力を呼びかけたほか、集積所へ掲示物を掲出するなど周知、啓発を行った。

【せん定枝等資源化量】

		資源化量
令和3年度		2,730 t
参 考	令和2年度	2,873 t
	令和元年度	2,580 t
	平成30年度	2,278 t
	平成29年度	2,041 t
	平成28年度	2,102 t
	平成27年度	2,154 t
	平成26年度	1,729 t
	平成25年度	1,526 t
	平成24年度	1,412 t
	平成23年度	1,026 t

(1) せん定枝等集積所回収モデル地区実施地区

森の里、毛利台、上依知上町・下町・中町、鳶尾、みはる野、宮の里、古松台

(2) 堆肥無料配布

令和2年1月から、環境センターにて、せん定枝を資源化した堆肥の無料配布を開始した。およそ2週に一度程度、堆肥を搬入して無料配布を行っており、多くの市民の方から好評をいただいている。

実施方針 I-4 せん定枝の資源化の推進

6 製品プラスチック資源化モデル事業

令和2年10月から製品プラスチック回収のモデル事業として、厚木南地区、相川地区で事業を実施、令和3年度からは対象地区を拡大（森の里地区、睦合西地区）し実施した。

(1) 令和3年度モデル地区及び収集日

- ・厚木南地区・・・月1回 第3水曜日
- ・相川地区・・・月1回 第3火曜日
- ・森の里地区・・・11月2日から毎週火曜日
- ・睦合西地区・・・11月4日から毎週木曜日

(2) 回収するプラスチック

- ・「プラスチック製容器包装」以外のプラスチック製品のうち、PP（ポリプロピレン）またはPE（ポリエチレン）のどちらか単一素材で出来ている100%プラスチック製品が対象。
- ・製品の一部が破損しているものは回収対象とするが、粉々に割れている等原型のわからないものは回収対象外とする。

【製品プラスチック回収実績】

		回収量
令和3年度		18,730 kg
参考	令和2年度	5,200 kg

実施方針 I-5 新たな品目の資源化の推進

7 廃食用油のリサイクル

廃食用油の分別回収・資源化に継続して取り組んだ。

【廃食用油回収実績】

		回収量
令和3年度		48,073 kg
参 考	令和2年度	49,246 kg
	令和元年度	49,847 kg
	平成30年度	45,898 kg
	平成29年度	47,699 kg
	平成28年度	41,055 kg
	平成27年度	38,953 kg
	平成26年度	36,334 kg
	平成25年度	32,600 kg
	平成24年度	31,640 kg
	平成23年度	27,300 kg

実施方針 I-5 新たな品目の資源化の推進

8 自転車のリサイクル

環境センターへ粗大ごみとして搬入された自転車等を令和元年5月から資源化（海外へ売却）する事業を実施した。売却できず処分する自転車についても資源（鉄等の金属原料やプラスチック等）として再生利用した。

【自転車回収実績】

		回収量
令和3年度		20,710 kg
参考	令和2年度	36,240 kg
	令和元年度	58,210 kg

実施方針 I-5 新たな品目の資源化の推進

9 小型家電のリサイクル

平成25年4月1日に使用済小型家電機器等の再資源化の促進に関する法律が施行されたことに伴い、携帯電話やその他OA機器類等の小型家電の資源化を継続して行った。

公民館と市役所本庁舎、アミューあつぎ、荻野運動公園、東丹沢七沢観光案内所の合計20か所に小型家電回収ボックスを設置している。

【小型家電回収実績】

		回収量
令和3年度		9,996 kg
参考	令和2年度	10,513 kg
	令和元年度	6,654 kg
	平成30年度	6,180 kg
	平成29年度	4,891 kg
	平成28年度	1,966 kg
	平成27年度	1,788 kg



実施方針 I-5 新たな品目の資源化の推進

10 CD・DVD・ゲームソフト等のリサイクル

令和元年7月から市公共施設6か所（市役所本庁舎、アミューあつぎ、環境センター、荻野公民館、依知北公民館、南毛利公民館）に「CD・DVD・ゲームソフト等」の回収ボックスを設置した。回収された資源は選別・原料生成され、文具メーカー等で高品質な製品に生まれ変わった。

【光学ディスク回収実績】

		回収量
令和3年度		2,360 kg
参考	令和2年度	2,386 kg
	令和元年度	4,878 kg



実施方針 I-5 新たな品目の資源化の推進

11 事業系ごみの内容物検査による適正処理及び減量指導

事業系ごみの適正処理及び減量化・資源化を目的として、環境センターに搬入される事業系一般廃棄物について、内容物検査を実施した。

【内容物検査実績等】

検査実施日数	86日
展開検査実施回数	333回
受入拒否（持ち帰り）	14回
口頭指導	41回
文書指導	13回

実施方針Ⅱ-5 内容物検査実施による不適正排出事業者への指導

12 事業系ごみ不適正排出の監視業務

事業者の排出者責任の遵守を徹底するため、家庭系ごみの集積所への事業系ごみの不適正排出が多い集積所において、警備会社による監視業務委託を実施（9回・4日間）した。

実施方針Ⅱ-1 事業系ごみの排出抑制

13 多量排出事業者の指導

厚木市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例・規則に基づき、多量排出事業者（年間36t以上の排出事業者）に「事業系一般廃棄物減量化・資源化等処理計画書」の提出を義務付け、多量排出事業者（51事業所）へのごみ減量化・資源化促進状況の調査を行った。

実施方針Ⅱ-2 多量排出事業者への指導及び情報提供

14 一般廃棄物収集運搬許可業者への周知・啓発、指導

一般廃棄物収集運搬許可業者に対して、事業系ごみの適正排出の遵守や資源化の推進などについて、周知啓発、指導を行った。

実施方針Ⅱ-2 多量排出事業者への指導及び情報提供

実施方針Ⅱ-4 紙類の更なる資源化

実施方針Ⅱ-5 内容物検査実施による不適正排出事業者への指導

15 食品廃棄物減量化・資源化事業

(1) 食品廃棄物資源化事業

令和2年度に、一部小・中学校及び学校給食センターで開始した給食残渣に係る食品廃棄物の資源化事業を、七沢自然ふれあいセンターを除くすべての公共施設に拡大し、バイオエネルギー化による資源化を行った。

・実施公共施設：北部・南部学校給食センター、小学校（23校）、中学校（生ごみ処理機未設置校8校）、市立保育所（4か所）、市立病院

・資源化量：216トン

(2) 事業所用生ごみ処理機の設置

一部中学校においては、生ごみ処理機を設置し、減量化を実施した。

・生ごみ処理機設置校：5校（林中学校、玉川中学校、藤塚中学校、相川中学校、東名中学校）

実施方針Ⅱ-3 食品ロスの削減

16 小・中学校における食品ロス削減・食品リサイクル環境学習講座

「食品ロス・食品リサイクルについて考えよう」をテーマに、市内小・中学校で環境学習を実施した。

学校に協力をいただき、授業時間の中で、「食品ロスや食品リサイクルとは何か」、「食品ロスを減らすためには、私たちがどのように取り組んでいく必要があるのか」、「厚木市としてどのような取組を行っているのか」など、SDGsとも関連付けて画像やクイズなどを通じて学んだ。

【令和3年度の実施校】 合計6校

開催日	学校・学年
令和3年10月28日(木)	毛利台小学校 4年生
令和3年11月16日(火)	南毛利小学校 5年生
令和3年11月22日(月)	睦合中学校 1～3年生
令和4年1月17日(月)	依知小学校 5年生
令和4年1月19日(水)	依知南小学校 5年生
令和4年2月18日(金)	妻田小学校 6年生



小・中学校で環境学習を実施

実施方針Ⅱ-3 食品ロスの削減

実施方針Ⅳ-1 環境教育及び環境学習の充実

17 もえるごみの戸別収集モデル地区の拡大

平成元年から金田地区、まつかげ台地区、小野地区で実施している「もえるごみの戸別収集モデル地区」を、新たに厚木北地区、厚木南地区、依知南地区に拡大することについて検討し、令和4年10月からの実施に向けた準備を行った。

実施方針Ⅲ-3 戸別収集を含めた収集方法の検討

18 完全戸別収集の課題及び方向性の検証

資源を含めた完全戸別収集を行うための課題等の整理や方向性の検討を行うため、「資源とごみ完全戸別収集ワーキングチーム」の会議を行った。

- ・会議開催 第1回会議：7月26日
第2回会議：10月1日

実施方針Ⅲ-3 戸別収集を含めた収集方法の検討

19 不法投棄の防止

(1) 不法投棄物の処理

不法投棄は、美観を損ねるだけではなく環境汚染の原因にもなることから、市民や自治会からの通報に基づき、不法投棄物の早期撤去を図っている。処理量はほぼ横ばいの状況である。

【不法投棄物処理量】

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
処理件数	513件	578件	574件	724件	611件
処理量	27.55 t	21.73 t	20.27 t	20.70 t	20.61 t

【令和3年度不法投棄物の種類別処理量及び比率】

種類	処理量	比率
建築廃材	1.95 t	9.46%
家の解体ごみ	0.10 t	0.49%
厨芥・雑芥	0.25 t	1.21%
不燃物	0.69 t	3.35%
廃プラスチック類	0.90 t	4.37%
ゴム類	0.83 t	4.03%
家具類	3.13 t	15.19%
家電製品	1.81 t	8.78%
自転車・バイク	1.73 t	8.39%
自動車	1.36 t	6.60%
その他	7.86 t	38.13%
計	20.61 t	100.00%

(2) 不法投棄防止対策

県と市による一斉パトロール、職員による定期的なパトロールを実施するとともに、多発箇所不法投棄防止看板や不法投棄監視装置を設置するなど未然防止に努めた。

また、自治会と協働し、不法投棄多発箇所不法投棄防止看板や不法投棄監視装置を設置するなど未然防止に努めた。

【不法投棄パトロール実績】

県・市一斉パトロール	1回
職員パトロール日数	220日

実施方針Ⅳ-2 不法投棄防止のための地域との協働

20 新たなごみ中間処理施設の整備

令和7年12月の稼働を目標に、現環境センター北側約5.5haの敷地で整備が進められている新たなごみ中間処理施設について、厚木愛甲環境施設組合を支援し、着実な推進を図った。

- ・令和3年7月 事業者と契約を締結
- ・令和3年12月 建設工事に着手

実施方針Ⅲ-1 新たなごみ中間処理施設の整備

21 ごみ対策協議会との連携

ごみ対策協議会と連携し、ごみの減量化・資源化の各種施策を実施した。

- (1) 総会：令和3年6月7日（書面開催）
- (2) 役員会：令和3年6月23日、令和3年11月26日、令和4年3月25日
- (3) 部会
 - ごみ再利用推進部会：令和3年11月22日
 - ごみ減量推進部会：令和3年11月22日
 - 広報啓発推進部会：令和3年11月24日

(4) ごみ減量リサイクルポスター・ごみ収集車イメージアップ絵画

ごみの減量及び資源の有効利用に対する意識と理解を広く市民に訴えるとともに、ごみの減量、リサイクルの大切さを考える機会を持ってもらうことを目的として実施した。

・ごみ減量リサイクルポスター

未来を担う子どもたちに、ごみの減量化と資源の有効活用の大切さを考える機会を提供するため、夏休みの学習の一環としてごみの減量リサイクルポスターを募集した。

応募対象	市内在住の小・中学生
応募数	941点
表彰数	27点 (市長賞3点、会長賞3点、教育長賞3点、優秀賞9点、佳作9点)
表彰式	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、表彰式は各学校で実施
掲示場所 及び期間	あつぎロードギャラリー 令和3年11月18日(木)～12月16日(木)
その他 掲示	ごみ集積所及び掲示板等でのごみ減量リサイクルポスターの写しの 展示

・ごみ収集車イメージアップ絵画

市民に親しまれるごみ収集車として車体本体に「きれい」で「明るい」絵を描き、環境問題に関心を高めることを目的として募集した。

応募対象	市内在住の小学生
応募数	1,002点
表彰数	20点(市長賞1点、教育長賞1点、優秀賞6点、佳作12点)
表彰式	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、表彰式は各学校で実施
掲示場所 及び期間	あつぎロードギャラリー 令和3年11月18日(木)～12月16日(木)
その他 掲示	市長賞及び教育長賞作品の、ごみ収集車(1台)へのカーマーキング の実施

(5) ごみ対協ニュースの発行

ごみ対策協議会の目的である、ごみの発生抑制、資源化、減量化の調査研究内容等を、情報誌により市民に周知し、ごみ減量化・資源化の更なる推進を図ることを目的として発行した。

発行日：令和4年3月31日

発行部数：10,000部(回覧)

掲載内容：・厚木市ごみ対策協議会 宮田幸紀会長あいさつ

- ・ごみ減量リサイクルポスター入賞作品
- ・食品ロスについて考えてみよう
- ・海洋プラスチックとは
- ・3Rを推進し、環境に優しい生活を送りましょう
- ・ごみ収集車イメージアップ絵画入賞作品

(6) 啓発事業

実施を計画していた次の啓発事業については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

- ・リサイクル体験学習
- ・夏休み親子リサイクル施設見学会
- ・リサイクル施設見学会

実施方針Ⅳ-3 ごみ対策協議会、自治会連絡協議会などとの連携の強化

22 市民ふれあいマーケット

市民ふれあいマーケット実行委員会と連携して、年4回の市民ふれあいマーケットを計画したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

実施方針Ⅳ-3 ごみ対策協議会、自治会連絡協議会などとの連携の強化

23 EVごみ収集車の導入【参考】

循環型都市の実現並びに脱炭素社会及び2050年カーボンニュートラルを目指すため、電気ごみ収集車（EVごみ収集車）を導入した。

(1) 電気ごみ収集車の普及・促進に関する協定

締結式 令和3年5月10日

三者協定

厚木市
三菱ふそうトラック・バス株式会社
新明和工業株式会社



EVごみ収集車

(2) 運用開始 令和4年3月15日

EVごみ収集車諸元

- ・ベース車両 : 3トン 三菱eCanter (車両形式: 2PG-FEBS0E71S0ZZ)
- ・最大積載量 : 1,600kg
- ・CO2削減効果 : 19kg/日

一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）の目標値と実績値

生活排水処理基本計画の達成目標

目標	単位	現状値	現状値 年度	目標値・実績値と達成率						
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
生活排水 処理率	%	93.9	R2	目標値	94.0	94.1	94.2	94.3	94.4	94.5
				実績値	94.2					
				達成率	100.2%					

一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画） 令和3年度取組及び進捗状況

1 公共下水道整備の推進

市街化調整区域の下水道の整備については、厚木市汚水処理整備計画（アクションプラン）に基づき市街化調整区域の下水道整備を実施しました。

2 合併処理浄化槽の普及促進

合併処理浄化槽の普及促進については、市街化調整区域において単独処理浄化槽やくみ取便槽から合併処理浄化槽へ転換される方に対し、工事にかかる費用の一部について補助を行いました。

【補助件数】

年度	基数
令和3年度	70基

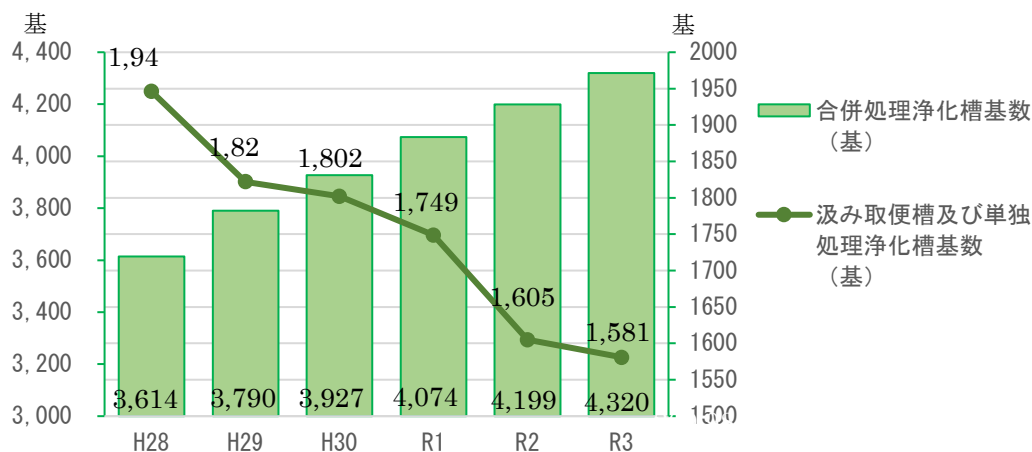


図 合併処理浄化槽等の設置基数累計

表 合併処理浄化槽等の設置基数累計 (単位: 基)

年度	合併処理浄化槽	生活雑排水未処理			補助金 交付件数
		単独処理浄化槽	くみ取便槽	計	
H28	3,614	1,289	657	1,946	16
H29	3,790	1,235	587	1,822	49
H30	3,927	1,214	588	1,802	67
R1	4,074	1,176	573	1,749	63
R2	4,199	1,049	556	1,605	66
R3	4,320	1,042	539	1,581	70

【参考】河川水質の状況

表 市内4河川のBOD(生物化学的酸素要求量)75%水質値の経年変化(mg/L)

年度	相模川上流	中津川下流	小鮎川下流	玉川下流
H28	1.1	0.8	0.9	1.1
H29	1.0	0.8	1.0	1.2
H30	1.0	1.0	0.9	1.5
R1	0.9	0.9	1.0	1.2
R2	1.0	0.8	1.1	1.2
R3	0.9	0.9	1.0	1.1

3 し尿の収集・運搬及び衛生プラントの適正な管理・運営

し尿処理については、引き続き（公財）環境みどり公社に委託し処理を行いました。また、衛生プラントの定期的な保守点検、修繕などを実施し、安定的な処理を行うことができるよう努めました。

表 衛生プラント処理実績

年度	し尿量 (kl/年)	浄化槽汚泥量 (kl/年)	合計 (kl/年)	処理後 脱水汚泥量 (t)	衛生プラント 稼働日数 (日)
H28	1,728	11,912	13,640	413	290
H29	1,687	11,612	13,299	405	269
H30	1,514	11,366	12,880	382	271
R1	1,560	12,013	13,573	382	273
R2	1,431	11,961	13,392	372	280
R3	1,521	12,494	14,015	未集計	280

4 情報提供

合併処理浄化槽補助金制度についての案内をホームページに掲載し、単独処理浄化槽やくみ取便槽を利用されているご家庭が、合併処理浄化槽へ変更することが、河川の水質汚濁防止につながることを情報発信しました。

5 目標達成状況

令和3年度の生活排水処理率については94.2%であり、目標値の94.0%を達成しています。

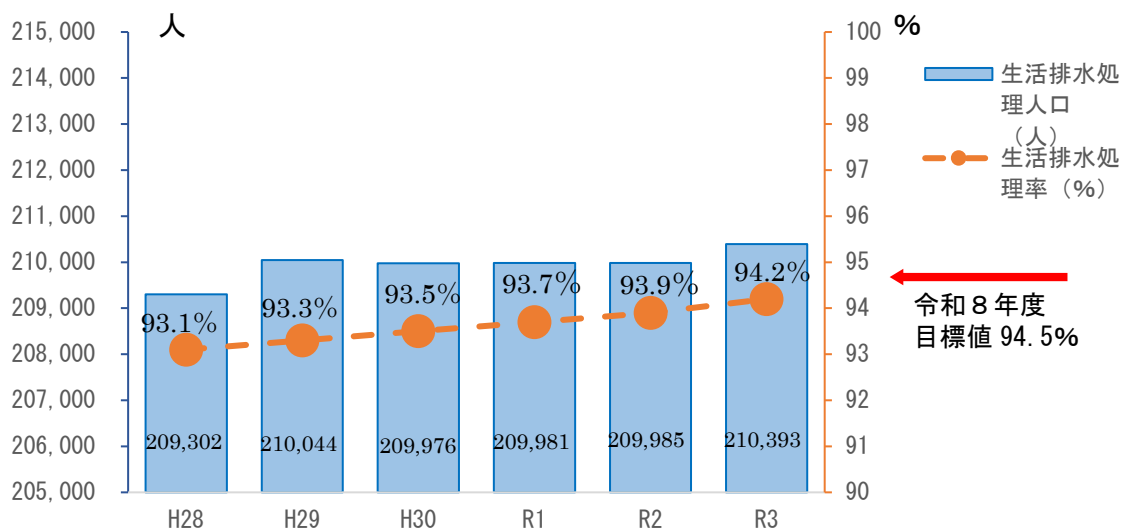




図 生活排水処理率の推移

表 生活排水処理率の推移

年度	生活排水処理人口(人)	生活排水処理率(%)
H28	209,302	93.1
H29	210,044	93.3
H30	209,976	93.5
R1	209,981	93.7
R2	209,985	93.9
R3	210,393	94.2

施策の体系図

基本目標	達成目標	基本方針	具体的な施策
<p>良好な生活環境の確保と河川の汚濁防止</p>	<p>生活排水処理率 94.5% 【目標年次】令和8年度</p>	<p>(1) 公共下水道整備の推進</p> <p>(2) 合併処理浄化槽の普及促進</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>14 海の豊かさを守ろう</p>  </div> </div>	<p>公共下水道</p> <p>施策 1 公共下水道整備の推進</p> <p>施策 2 公共下水道の利用促進</p>
			<p>合併処理浄化槽</p> <p>施策 1 合併処理浄化槽の普及促進</p> <p>施策 2 合併処理浄化槽の適正な維持管理</p>
			<p>収集・運搬</p> <p>施策 1 収集・運搬の体制</p>
			<p>中間処理・最終処分</p> <p>施策 1 衛生プラントの適正な管理・運営</p> <p>施策 2 脱水汚泥等の処分</p>
			<p>啓発事業</p> <p>施策 1 情報提供の充実</p>

一般廃棄物処理基本計画 (生活排水処理基本計画)

点検・評価 (令和3年度)

生活環境課